



山形県公報

令和8年2月13日(金)
第679号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 山形県指定有形文化財の指定の解除……………(県民文化芸術振興課) 67
- 漁獲共済の契約締結の申込みについての同意成立の届出……………(水産振興課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(農村計画課) ……68
- 公共測量の終了の通知……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……69
- 建設業の許可の取消し……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(会 計 局) ……同
- 監査結果の公表……………(監 査 委 員) ……71
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………( 同 ) ……75

## 告 示

### 山形県告示第93号

山形県文化財保護条例(昭和30年8月県条例第27号)第5条第3項の規定により、次の山形県指定有形文化財の指定は解除された。

令和8年2月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 種 別   | 名 称    | 員 数 | 所 有 者       | 所 有 者 の 住 所         | 指 定 解 除 年 月 日 |
|-------|--------|-----|-------------|---------------------|---------------|
| 建造物の部 | 笹野観音堂  | 1棟  | 宗教法人<br>幸徳院 | 米沢市笹野本町5686番地の<br>5 | 令和 8. 1. 15   |
|       | 附 棟札   | 4枚  |             |                     |               |
|       | 千手千眼遷座 | 1枚  |             |                     |               |
|       | 法要木札   |     |             |                     |               |
|       | 普請関係資料 | 8冊  |             |                     |               |

### 山形県告示第94号

次の加入区に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項の規定による漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをすることについての同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和8年2月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 加入区の名称  
酒田市中部加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 酒田市北部加入区、酒田市南部加入区、酒田市浜中加入区及び酒田市宮野浦加入区の区域以外の酒田市の区域(飛島を除く。)
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船によりいか釣り漁業を主とする漁業、小型機船底びき網

漁業（総トン数15トン未満の漁船によるものをいう。以下同じ。）、沖合底びき網漁業（総トン数15トン以上75トン未満の漁船によるものをいう。）及び小型いか釣り漁業（総トン数5トン以上30トン未満の漁船によるものをいう。以下同じ。）

- 2 (1) 加入区の名称  
酒田市中心部加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 酒田市北部加入区、酒田市南部加入区、酒田市浜中加入区及び酒田市宮野浦加入区の区域以外の酒田市の区域（飛島を除く。）
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
- 3 (1) 加入区の名称  
酒田市南部加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 酒田市高見台、若宮町、緑ヶ丘及び十里塚の区域
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業、小型機船底びき網漁業及び小型いか釣り漁業
- 4 (1) 加入区の名称  
飛島中村加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 酒田市飛島字中村の区域
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船によりいか釣り漁業を主とする漁業
- 5 (1) 加入区の名称  
飛島勝浦加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 酒田市飛島字勝浦の区域
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船によりいか釣り漁業を主とする漁業
- 6 (1) 加入区の名称  
鶴岡市鼠ヶ関加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 鶴岡市五十川、温海、大岩川、小岩川、早田及び鼠ヶ関の区域
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市鼠ヶ関の区域の者が営むもの

**山形県告示第95号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和8年2月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
最上郡戸沢村大字松坂地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和8年2月16日から同年8月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量、標高測量、水準測量、三次元測量）

**山形県告示第96号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年2月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
鶴岡市大網地内
- 2 公共測量を実施した期間  
令和7年9月30日から同年12月12日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（3級基準点測量）

#### 山形県告示第97号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年2月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
最上郡金山町大字金山地内
- 2 公共測量を実施した期間  
令和7年10月6日から同年12月26日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

#### 山形県告示第98号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業の許可を次のとおり取り消した。

令和8年2月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 処分をした年月日  
令和8年2月3日
- 2 処分を受けた者
  - (1) 商号 有限会社鶴岡渡部工務店
  - (2) 主たる営業所の所在地 鶴岡市稲生一丁目19番43号
  - (3) 代表者の氏名 渡部 勇介
  - (4) 許可番号 山形県知事許可（般-2）第700621号
- 3 処分の原因となった事実  
有限会社鶴岡渡部工務店の代表取締役が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第25条第1項第14号の規定により拘禁刑1年の刑に処せられたことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県広報誌「県民のあゆみ」の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和8年2月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
  - (2) 日時 令和8年3月25日（水） 午後1時30分
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする印刷物の名称及び予定数量  
山形県広報誌「県民のあゆみ」  
年間予定数量 2,442,000部（年6回発行）

- (2) 調達をする印刷物の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 納入期限及び納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 1部当たりの単価により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和7年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和7年1月31日付け県公報第574号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) A4判16ページ（両面4色刷り）、中綴じ（針金なし）、2穴の広報誌を7営業日以内で41万部印刷する能力を有することを証明できること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2718
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和8年3月12日（木）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登録されて

いない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月6日（金）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。

- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (5) 詳細については、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Yamagata Prefectural Public Relations Magazine “Steps Forward” ( “Kenmin no ayumi” ) Quantity: approximately 2,442,000copies yearly
- (2) Time-limit for tender: 1:30 P.M. March 25, 2026
- (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2718

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和7年11月から同年12月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年2月13日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 加 | 賀 | 正 | 和 |
| 山形県監査委員 | 小 | 松 | 伸 | 也 |
| 山形県監査委員 | 柴 | 田 |   | 優 |
| 山形県監査委員 | 海 | 老 | 名 | 信 |
|         |   |   |   | 乃 |

第1 監査の概要

- (1) 監査の基準  
山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施
- (2) 監査の種類  
財務監査（定期監査）及び行政監査
- (3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）  
財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理並びに主な事務事業の執行並びに内部統制の対象とする適正な管理及び執行を確保する必要のある事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか
- (4) 監査の実施内容  
関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関48箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関     | 実 施 年 月 日  | 担 当 監 査 委 員 |       |
|-----------------|------------|-------------|-------|
| こども医療療育センター庄内支所 | 令和7年11月11日 | 加賀委員        | 柴田委員  |
| 神室少年自然の家        | 令和7年11月11日 | 海老名委員       | —     |
| 最上教育事務所         | 令和7年11月11日 | 海老名委員       | —     |
| 鶴岡中央高等学校        | 令和7年11月11日 | 加賀委員        | 柴田委員  |
| 鶴岡養護学校          | 令和7年11月11日 | 加賀委員        | 柴田委員  |
| 鶴岡警察署           | 令和7年11月11日 | 小松委員        | 海老名委員 |

|               |            |      |       |
|---------------|------------|------|-------|
| 庄内空港事務所       | 令和7年11月12日 | 加賀委員 | 柴田委員  |
| 庄内教育事務所       | 令和7年11月12日 | 加賀委員 | 柴田委員  |
| 加茂水産高等学校      | 令和7年11月12日 | 加賀委員 | 柴田委員  |
| 遊佐高等学校        | 令和7年11月12日 | 加賀委員 | 柴田委員  |
| 庄内食肉衛生検査所     | 令和7年11月12日 | 小松委員 | 海老名委員 |
| 産業技術短期大学校庄内校  | 令和7年11月12日 | 小松委員 | 海老名委員 |
| 鶴岡工業高等学校      | 令和7年11月12日 | 小松委員 | 海老名委員 |
| 酒田西高等学校       | 令和7年11月12日 | 小松委員 | 海老名委員 |
| 工業技術センター庄内試験場 | 令和7年11月27日 | 加賀委員 | 柴田委員  |
| 水産研究所         | 令和7年11月27日 | 加賀委員 | 柴田委員  |
| 消防学校          | 令和7年11月27日 | 小松委員 | 海老名委員 |
| 鶴岡高等養護学校      | 令和7年11月27日 | 小松委員 | 海老名委員 |
| 最上学園          | 令和7年12月3日  | 加賀委員 | 柴田委員  |
| 小国高等学校        | 令和7年12月3日  | 小松委員 | 海老名委員 |
| 長井警察署         | 令和7年12月3日  | 小松委員 | 海老名委員 |
| 庄内職業能力開発センター  | 令和7年12月9日  | 加賀委員 | 柴田委員  |
| 森林研究研修センター    | 令和7年12月9日  | 加賀委員 | 柴田委員  |
| 置賜教育事務所       | 令和7年12月9日  | 加賀委員 | 柴田委員  |
| 致道館中学校        | 令和7年12月9日  | 小松委員 | 海老名委員 |
| 新庄神室産業高等学校    | 令和7年12月9日  | 小松委員 | 海老名委員 |
| 庄内総合高等学校      | 令和7年12月9日  | 小松委員 | 海老名委員 |
| 酒田東高等学校       | 令和7年12月9日  | 小松委員 | 海老名委員 |
| 酒田警察署         | 令和7年12月9日  | 小松委員 | 海老名委員 |
| 置賜食肉衛生検査所     | 令和7年12月18日 | 加賀委員 | 柴田委員  |

|                     |            |       |       |
|---------------------|------------|-------|-------|
| 飯 豊 少 年 自 然 の 家     | 令和7年12月18日 | 加賀委員  | 柴田委員  |
| 高 島 高 等 学 校         | 令和7年12月18日 | 加賀委員  | 柴田委員  |
| 農 業 総 合 研 究 セ ン タ ー | 令和7年12月18日 | 小松委員  | 海老名委員 |
| 病 害 虫 防 除 所         | 令和7年12月18日 | 小松委員  | 海老名委員 |
| 米 沢 東 高 等 学 校       | 令和7年12月18日 | 小松委員  | 海老名委員 |
| 米 沢 養 護 学 校         | 令和7年12月18日 | 小松委員  | 海老名委員 |
| や ま な み 学 園         | 令和7年12月22日 | 柴田委員  | —     |
| 鳥 海 学 園             | 令和7年12月22日 | 海老名委員 | —     |
| 内 水 面 水 産 研 究 所     | 令和7年12月22日 | 海老名委員 | —     |
| 金 峰 少 年 自 然 の 家     | 令和7年12月22日 | 柴田委員  | —     |
| 米 沢 興 譲 館 高 等 学 校   | 令和7年12月22日 | 海老名委員 | —     |
| 長 井 高 等 学 校         | 令和7年12月22日 | 海老名委員 | —     |
| 長 井 工 業 高 等 学 校     | 令和7年12月22日 | 海老名委員 | —     |
| 致 道 館 高 等 学 校       | 令和7年12月22日 | 柴田委員  | —     |
| 酒 田 光 陵 高 等 学 校     | 令和7年12月22日 | 柴田委員  | —     |
| 酒 田 特 別 支 援 学 校     | 令和7年12月22日 | 柴田委員  | —     |
| 庄 内 警 察 署           | 令和7年12月22日 | 柴田委員  | —     |
| 米 沢 警 察 署           | 令和7年12月22日 | 柴田委員  | —     |

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 鶴岡警察署

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの

役務費（捜査関係事項照会に要した手数料）

請求書受理日 令和6年8月15日

支払期限 令和6年8月29日

- |     |           |
|-----|-----------|
| 支払日 | 令和6年12月9日 |
| 支出額 | 4,840円    |
- ロ 庄内空港事務所
- (イ) 契約の締結又は履行が適切でないもの
- (内容)
- 機械整備請負契約において、整備完了後に契約保証金を徴収しているもの  
庄内空港化学消防車2号オールシーズンタイヤ更新
- |          |            |
|----------|------------|
| 契約締結日    | 令和6年7月26日  |
| 契約金額     | 1,413,280円 |
| 整備完了日    | 令和6年9月27日  |
| 契約保証金納入日 | 令和6年10月8日  |
| 契約保証金    | 141,328円   |
- ハ 水産研究所
- (イ) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの
- (内容)
- 潜水作業に関して、内規の定めに従わず、事前に所長の決裁が必要なのに対しほとんどが事後申請になっているなど、管理体制が不適切なもの
- ニ 森林研究研修センター
- (イ) 支出事務が適切でないもの
- (内容)
- 支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの  
水使用負担金
- |      |           |
|------|-----------|
| 支払期限 | 令和6年5月31日 |
| 支払日  | 令和6年11月6日 |
| 支出額  | 25,000円   |
- ホ 米沢養護学校
- (イ) 公金等、公印又は文書の管理事務が適正に処理されていないもの
- (内容)
- 学校徴収金等について、適正に処理されていないもの  
各種学校徴収金等 合計1,194,508円
- (ロ) 支出事務が適切でないもの
- (内容)
- 正当な理由もなく、旅行の最終日から3箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの  
2箇月超 62件  
3箇月超 50件
- ヘ 酒田特別支援学校
- (イ) 支出事務が適切でないもの
- (内容)
- a 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から4箇月を超えてしていないもの 3件 合計17,000円  
主な事例は以下のとおり  
高等部2年生後期現場実習
- |        |            |
|--------|------------|
| 検査日    | 令和6年11月14日 |
| 請求書受理日 | 令和7年3月7日   |
| 支払日    | 令和7年3月21日  |
| 支出額    | 4,000円     |
- b 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの 26件 合計197,000円  
主な事例は以下のとおり  
高等部3年生後期現場実習

検査日 令和6年11月22日  
 請求書受理日 令和7年3月7日  
 支払日 令和7年3月21日  
 支出額 10,000円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 事務事業

(イ) 法令、条例、規則等に準拠せず、適正に処理していないもので、その影響が軽微なもの（やまなみ学園、庄内総合高等学校）

ロ 収入

(イ) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの（鶴岡中央高等学校）  
 (ロ) 県証紙収入において消印のないもの又は消印の時期が適切でないもの（庄内総合高等学校）

ハ 支出

(イ) 支払期限内に支払をしていないもの（高島高等学校、米沢養護学校）  
 (ロ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に工事代金等の支払を履行の完了確認又は検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの（最上学園、遊佐高等学校）  
 (ハ) 支払の遅延等により、督促手数料を発生させたもの（致道館中学校）  
 (ニ) 報酬、給料、諸手当、報償費若しくは旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のもの（鶴岡中央高等学校、置賜教育事務所）  
 (ホ) 正当な理由もなく、旅行の最終日から2箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの（鶴岡中央高等学校）

ニ 契約

(イ) 契約保証金を正当な理由もなく徴収していないなど、保証金の徴収、免除又は還付の手続が適切でないもので軽微なもの（鳥海学園）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事から令和7年12月19日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和8年2月13日

山形県監査委員 加 賀 正 和  
 山形県監査委員 小 松 伸 也  
 山形県監査委員 柴 田 優  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

| 監査対象機関              | 指 摘 事 項                 | 措 置 の 内 容                                                                                                                                        |
|---------------------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公益財団法人<br>山形県水産振興協会 | 予算を計上していないもの及び計上額を誤ったもの | 今回の支払助成金予算計上漏れは、当初予算を作成した担当者が退職した後で発生した助成金について後任担当者が予算計上の必要性を認識しておらず、補正予算を計上しなかったことによる。<br>今後は予算について必ず2名以上の確認を取り、担当者の交代等があった場合でも計上漏れが起こらないよう努める。 |

|                 |                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>山形鉄道株式会社</p> | <p>内部牽制が機能せず重大な影響があったもの</p> | <p>再発防止策として、以下の対策を検討・実施</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自動音声通話対策<br/>各拠点の電話での受信時に、自動ガイダンスが流れる設定にする。迷惑・勧誘電話の応答を即時対応せずにワンクション置く事により、冷静な判断が出来るように検討中です。</li> <li>2. 山形銀行ネットバンク振込操作<br/>振込時にネットバンクで使用するトークンを1台⇒2台にして、作業者⇒承認者（管理者の総務部長）の2段階承認にしています。</li> <li>3. 振込金額上限の修正<br/>ネットバンキングによる振込限度額の下方修正の実施済。</li> <li>4. 支払処理の厳格化<br/>一定金額の決済については、上司・社長決裁の承認徹底済。</li> <li>5. 偽サイトの判別<br/>PhishWallのインストールを導入実施済。</li> <li>6. 迷惑メールの受信回避<br/>通信会社に依頼し、会社へのSPAMメール等の排除機能（ホスティングオプション）を付与済。</li> <li>7. 教育訓練<br/>サイバー攻撃等の種類や具体的な防止策の社内周知と社員研修を実施し、社員の理解度を一人一人の署名で確認済。</li> </ol> |
| <p>みんぐるやまがた</p> | <p>施設管理に係る手続きが適切でないもの</p>   | <p>県は、指定管理者が適用する利用料金について、事業報告書への記載又は証拠書類として一覧表等の提出を求めるとし、県が承認する適正な利用料金で運営されているかの確認を行う。</p> <p>また、現在、県と当該団体を含む関係者間の調整・連携強化や、管理運営に関する協議等を行う会議を毎月開催しており、利用料金の変更等に係る事項についても、その場で情報共有することとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |